

令和5年10月10日

特定環境保全公共下水道使用料の賦課漏れについて

上天草市では、特定環境保全公共下水道（以下「下水道」といいます）を使用している方々から下水道使用料を賦課徴収し、下水道事業を運営しておりますが、下水道に接続されているにもかかわらず下水道使用料を賦課徴収していない事案が下記のとおり判明しましたので、公表します。

記

1 事案の内容

(1) 事案の概要

本市の下水道区域内の家屋で下水道に接続しているにもかかわらず、下水道使用料を賦課徴収していない事案が判明しました。

このような事案が発生しましたことに、深くお詫びを申し上げますとともに、本件を重く受け止め、再発防止に努めてまいります。

事案の状況や対応等については、次のとおりです。

(2) 賦課徴収漏れの件数・金額

下水道使用料の賦課徴収漏れは7件、総額700,316円、そのうち、時効のため賦課徴収できない金額(※)196,689円、賦課徴収可能金額503,627円です。

※地方自治法第236条（金銭債権の消滅時効）の規定により、5年間で賦課する権利が消滅します。

2 事案の経緯

本市の下水道区域内において、家屋等解体後に排水設備の流末処理が適切に行われていない事案が令和5年8月に確認されたことから、下水道に接続していた家屋等の解体後の状況調査を実施しました。その結果、家屋等を解体した土地に住宅が新たに建築され、下水道開始届が提出されていたにもかかわらず、下水道使用料を賦課徴収していない案件が判明したため、全ての排水設備新設等確認申請書（平成4年度から令和4年度までの1,425件）と上下水道システムを突合したところ、平成17年度から令和5年度までの期間において、7件の下水道使用料の賦課徴収漏れが判明しました。

3 事案の原因

- (1) 下水道使用開始に併せ、上下水道システムに下水道の登録をしなければならぬところ、操作の誤りなどによって、登録できていなかったこと。
- (2) 下水道使用料の賦課事務に関する所管部署内の連携が不十分であったこと及びチェック体制が適正に機能していなかったこと。

4 今後の対応

- (1) 賦課徴収漏れに該当する下水道使用者に対しては、個別訪問と通知によりお詫び申し上げるとともに、経緯等の丁寧な説明を行った上で、下水道使用料の徴収開始と、時効になっていない下水道使用料について、遡及してお支払いいただけるよう納付をお願いしてまいります。
- (2) 賦課徴収漏れに該当する下水道使用者の事情に応じ、基本として最大5年間の納期限の延長及び分割納付ができるよう納付方法等の調整を行ってまいります。

5 再発防止策

今後、同様の事案が発生することのないよう、賦課状況の確認をより一層徹底するとともに関係法令に基づき、適正な管理及び事務執行に努め、信頼を回復できるよう、次のとおり再発防止に取り組みます。

- (1) 下水道使用開始時の下水道使用料に係る賦課状況について、複数人によるチェック体制の強化を徹底します。
- (2) 関係法令に基づき適正な管理及び事務執行することを徹底します。



(連絡先)

建設部都市整備課

担当 課長：本田 係長：西釜

電話 0969-28-3366 (直通)

FAX 0969-56-3190